

日野市

こども誰でも通園制度に関するQ&A【第1版】

令和7年11月13日

No.	質問	回答
1	実施は義務ではないと思われるが、市区町村としてはどの程度推奨しているものか。実施が必須となる要件はあるか。 令和7年度に「多様な他者とのかかわり創出事業」を行っていることで、令和8年度のこども誰でも通園制度の実施が必須となる可能性はあるか。	実施は義務ではないため、実施が必須となる要件はありません。 令和8年度からの実施に向けて、利用量の見込みの算出に基づき、「ひのっ子若者みらいプラン（第3期日野市子ども・子育て支援事業計画）」に必要整備量を定めました。必要整備量を確保し、制度を必要とする子どもが広く利用できるよう、本制度への参加のご検討をお願いいたします。 今後ご案内します令和7年度多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金を活用し、施設整備や備品等を購入した場合、かつ令和8年度以降にこども誰でも通園制度を実施しない場合、財産処分が必要となり、補助金の一部を返還いただく可能性がございます。
2	実施する場合、毎日開室しなければいけないか。月・水・金の10:00から15:00など曜日と時間を限定することは可能か。	毎日実施する必要はありません。職員体制が整う曜日や時間と実施日等を限定することは可能です。
3	在園児の保育室として利用していない予備室を、こども誰でも通園制度で実施する部屋として申請しても差し支えないか。 また、「こども誰でも通園制度」を開室していない日は、その部屋を「多様な他者とのかかわり創出事業」で利用しても差し支えないか。	設備基準を満たしている場合は、在園児の保育室として利用していない予備室を、本制度を実施する保育室等として利用することができます。 令和8年度以降、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」は「こども誰でも通園制度」の利用時間を超えた部分の上乗せ事業として実施することになる見込みのため、こども誰でも通園制度を実施していない日に多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施することはできません。
4	「こども誰でも通園制度」を実施する場合、必ず0歳～2歳児のそれぞれに定員を設けなくてはならないか。	0歳～2歳児それぞれに必ず定員を設ける必要はありません。
5	「こども誰でも通園制度」に関わる事業費は、その他の事業費と分けることとなっている。実施する場合の収支の見通しが必要なので「こども誰でも通園制度」を実施した場合に受けられる具体的な助成金の額を教えてください。	令和8年度以降については、乳児等のための支援給付として、全国一律の給付制度となります。令和8年度の公定価格等、予算関連の情報は、令和7年12月末頃に国から示される予定です。
6	月に10時間のチケット制ということですが、「慣らし保育」もチケットが必要になるかと思います。そこには利用者としてはあまり使いたくないのでは？とも思いますし、どのくらい必要になるかは個人差も大きいのでは？と思うのですが…。園としては、個人差はあるにしても子どもに負担がかからないように慣らし保育をしていきたいと考えています。	慣らし保育として利用した場合も、月の利用可能時間が消費されます。 通園初期に子どもが新しい環境に慣れるため、短時間から利用を開始して段階的に1回の利用時間を延ばしたり、親子通園を取り入れたりする等、保護者の意向も踏まえ、ご検討をお願いします。
7	余裕活用型は、年度途中で定員となって受け入れができなくなった場合はトラブルにならないでしょうか。	余裕活用型は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の利用定員の空き枠を活用した実施方法です。年度途中で利用定員の空きが埋まった場合は、本制度の利用者は受け入れできません。初回面談時や重要事項説明書等で予め利用者へ周知をしていただく等、ご対応をお願いいたします。
8	定員が空いている場合は、必ずこの制度を導入しないといけないのか。	本制度の実施は義務ではないため、実施が必須となる要件はありません。 利用定員に空きがある場合でも、必ず本制度を実施する必要はありませんが、必要整備量を確保し、制度を必要とする子どもが広く利用できるよう、本制度の実施に向け、ご検討をお願いいたします。
9	この制度を利用する利用人数に対して、この制度専属の職員を配置しないといけない、という捉え方で大丈夫でしょうか。上記で配置する場合、利用する時間のみで職員を配置とする場合、専属の職員がパート職員では難しいでしょうか。	一般型の場合は、専ら本制度に従事する職員を配置しなければなりません。 職員配置基準を満たす場合は、専ら本制度に従事する職員が非常勤職員でも問題ありません。
10	この制度を実施するにあたり、決まり事等を作成し、市の方へ提出が必要となりますか。	認可・確認の申請にあたり、各申請書のほかに実施計画書や運営規程、定款等の提出を求める予定です。詳細は今後お示しいたします。